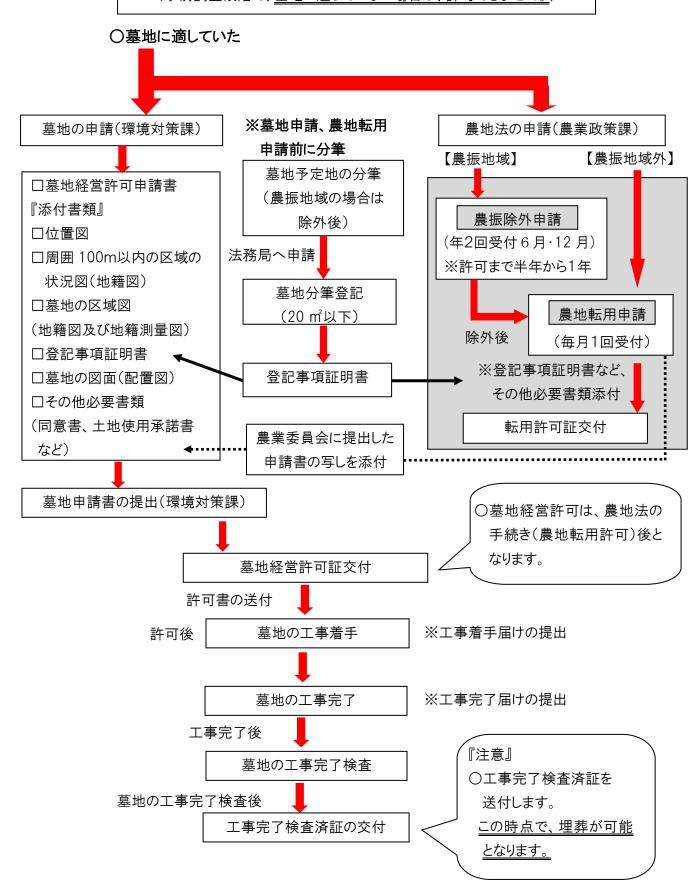
墓地の経営許可申請の流れ(個人墓地用)

【農地(田畑)を墓地にする場合】

墓地の予定地における事前調査

※墓地に適している場所か否かの確認を行う作業になります。 (事前調査段階で、墓地に適していない場合は、許可できません。)



墓地の経営許可申請の流れ(個人墓地用)

【農地以外(原野・宅地等)を墓地にする場合】

墓地の予定地における事前調査

○墓地に適している場所か否かの確認を行う作業になります。 (事前調査段階で、墓地に適していない場合は、許可できません。)

○墓地に適していた 墓地の申請(環境対策課) ※墓地申請前に分筆 墓地予定地の分筆 □墓地経営許可申請書 『添付書類』 法務局へ申請 □位置図 □周囲 100m以内の区域の 墓地分筆登記 状況図(地籍図) (20 ㎡以下) □墓地の区域図 (地籍図及び地籍測量図) 登記事項証明書 □登記事項証明書 ◆ □墓地の図面(配置図) □その他必要書類 (同意書、土地使用承諾書 など) 墓地申請書の提出(環境対策課) 墓地経営許可証交付 許可書の送付 許可後 墓地の工事着手 ※工事着手届けの提出 墓地の工事完了 ※工事完了届けの提出 工事完了後 『注意』 墓地の工事完了検査 ○工事完了検査済証を 墓地の工事完了検査後 送付します。 この時点で、埋葬が可能 工事完了検査済証の交付 となります。

◆事前調査の実施

- ・計画地の確認作業を行います。下記のような条件に一致しない場合は、許可ができません。 必ず事前調査を、環境対策課又は各総合支所へ依頼してください。
- ・事前調査を行わない段階で、費用を要して申請を行い、許可できないような結果(設置条件 不適合)になった場合は、市は一切責任を負いません。必ず事前調査を依頼してください。

◆個人墓地の設置条件

- ・20㎡以下の小規模な墓地であること。
- ※許可申請書に、20㎡以下に分筆された登記簿(全部事項証明)を添付する。

◆墓地の適地条件

- ・近隣(約100メートル以内)に墳墓が点在していること。
- ·災害等が懸念される急傾斜地などの場所ではないこと。
- ・計画地より100メートル以内の民家に同意を得られること。
 - ※計画地の境界の各頂点から 100 メートルの位置に、民家の敷地が接しているものすべてが 対象です。【別紙、「同意書の取得範囲について」を参照】

◆墓地を新設する理由

- 分家であるなどの理由で自己の所有する墓地がない。
- ・所有する墓地が狭く、自己又は親族のために隣接して設置する。
- ・災害、公共事業によりやむなく移転をする。
 - ※この場合は、移転前の面積分を新たな墓地面積として許可することができます。

◆農地での申請

- ・農地である場合は、農業政策課(農業委員会)に農地転用許可を申請すること。
- ・農振地域に指定されている場合は、農業政策課に除外申請を行うこと。
- ◆自己以外の所有する土地を使用する場合
- ・必ず土地使用承諾書を添付すること。

◆許可後の手続きについて

・墓地の工事の着手届・完了届が提出され、完了検査終了後に埋葬が可能となります。

担当部署 美作市役所 環境対策課 16.0868-72-5202

墓地経営許可申請書添付書類チェックシート

墓地経営許可申請書に必要な書類は下記のとおりです。 書類が確認できれば□にチェックをしてください。 □ 墓地経営許可申請書 ※印鑑の押印、記入欄の記載漏れがないか、**墓地を経営しようとする理由が適切であるか**。 【前頁の「◆墓地を新設する理由」を参照】 □ 位置図 ※申請書の備考としては、1/10.000となっていますが、住宅地図程度もので可能です。 □ 周囲100m以内の区域の状況図 ※状況図は同意取得義務範囲の特定に使用するものでもあり、公簿書類での提出が望ましい為、 1/2.500~1/1.000 のA3判の地籍図〈公共機関の発行したもので、地番と所有者、面積が確 認できるもの。住宅地図は距離の正確さが不十分である思われる為、不可とする。〉を添付し、 分筆後の土地の境界の各頂点から 100mの距離を示す円を記載すること。 □ 墓地の区域図(地籍図及び地籍測量図) ※地籍図は、分筆後の情報が反映されたものを添付すること。 ※完了検査は実測図を元に行う為、分筆登記時に使用した地籍測量図を添付すること。 □ 墓地の登記簿の謄本 ※原則原本を添付し、農業委員会等市役所内の部署への提出を兼ねており、原本の確認が可 能である場合又は、写しで可能とする。 構造設備を明らかにした図面 ※墓石販売店が作成したものや、手書きでの配置図で可。縦横の距離などを明示すること。 その他の書類 □ 墓地新設同意書 周囲 100mの住居居住者の同意書(※同意取得範囲は、墓地の区画 のそれぞれの頂点から 100mの位置に敷地がある民家で、空き家は除く。) |土地使用承諾書|(※申請者と土地の所有名義が異なる場合等) ・土地が複数名義の場合は、所有権のある方すべての承諾が必要。 ・土地所有者が亡くなっている場合は、相続権のある方すべての承諾が必要。

○必ずお読みになっていただき、不明な点があればお問い合わせください。

□ 公共事業による移転の場合、それを証明できる書類(収用証明書等)

同意書の取得範囲について

同意の取得の範囲は、分筆後の筆の頂点から 100mの範囲を取得して下さい。家屋が 100mの位置にあるかどうかではなく、民家の敷地が接しているものすべてが同意の対象です。

空き家など居住されていない居宅は、対象から除外します。

